

第4回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成29年10月24日(火) 午後1時30分～午後2時40分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則	5	二宮正宏
6	有田亜佳	7	高田光一	8	芝貞弘	9	古用敏彦
10	山本一人	11	清家壽秋	12	青木武司	14	川平定計

4. 欠席委員(2名)

1	高田洋一	13	谷口雄記
---	------	----	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第21号 非農地証明願について
- 日程第6 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第7 議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	坂本誠	主事	毛利巧
----	------	----	-----	----	-----

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第4回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>川平会長よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>先般の台風では大きな被害もなく済みましたが、和歌山県のほうでは被害が大きいです。</p> <p>これから柚子の収穫も始まり忙しくなっていますので、体に気をつけて農作業に励んでいただきたいと思います。</p> <p>それでは定刻となりましたので、ただ今から第4回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、12名であります。</p> <p>高田洋一委員、谷口雄記委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第4回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に5番 二宮正宏委員、6番 有田亜佳委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>なお、順位1番は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規程により議事参与の制限がございます。</p>
議長	<p>〇〇〇〇委員は退席願います。</p>
	<p>(〇〇〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは順位1番について、中平勝則委員より説明願います。</p>
中平委員	<p>議席番号4番 中平です。</p> <p>議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>

	【議案書に基づき、議案第18号 順位1番 説明】
中平委員	10月16日に譲受人の代理人、事務局2名、渡邊康志推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 なお譲渡人につきましては現地調査に立ち会うことはできませんでしたが、電話で申請内容に間違いがないか確認をとっています。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第18号 順位1番 説明】
中平委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議長	続いて順位2番について、有田亜佳委員より説明願います。
有田委員	議席番号6番 有田です。 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第18号 順位2番 説明】
有田委員	10月17日に譲渡人、譲受人、事務局2名、上甲多吉推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第18号 順位2番 説明】
有田委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて順位3番について、芝貞弘委員より説明願います。
芝 委 員	議席番号8番 芝です。 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第18号 順位3番 説明】
芝 委 員	10月16日に譲渡人、譲受人の代理人、事務局2名、渡邊治推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第18号 順位3番 説明】
芝 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
青 木 委 員	議長。
議 長	青木委員。
青 木 委 員	議席番号12番 青木です。 今回の申請の就業者数へ2名ですが、仮に就業者数が1名だった場合、それは許可できないという事になるのでしょうか。
議 長	事務局。
事 務 局	1名だから許可できないという事はありません。 権利取得後にすべての農地を効率的に耕作できるかどうかで判断します。
議 長	青木委員、よろしいですか。

青木委員	わかりました。
議長	他にご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位4番について、古用敏彦委員より説明願います。
古用委員	議席番号9番 古用です。 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第18号 順位4番 説明】
古用委員	10月16日に譲受人、事務局2名、渡邊康志推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 なお譲渡人は現地調査に立ち会いませんでしたが、電話で申請内容に間違いがないことを確認しています。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第18号 順位4番 説明】
古用委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。

議 長	続いて順位5番について、古用敏彦委員より説明願います。
古 用 委 員	議席番号9番 古用です。 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第18号 順位5番 説明】
古 用 委 員	10月16日に譲受人、事務局2名、渡邊康志推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 なお譲渡人は現地調査に立ち会いませんでしたが、電話で申請内容に間違いがないことを確認しています。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第18号 順位5番 説明】
古 用 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて順位6番について、山本一人委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号10番 山本です。 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第18号 順位6番 説明】
山 本 委 員	10月17日に譲渡人、譲受人、事務局2名、宇都宮勲推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第18号 順位6番 説明】
山 本 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

	ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 それでは順位1番について、赤松拓也委員より説明願います。
赤松委員	議席番号2番 赤松です。 議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第19号 順位1番 説明】
赤松委員	10月17日に申請人、事務局2名、高田洋一委員、私の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第19号 順位1番 説明】
赤松委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
赤松委員	議長。
議長	赤松推進委員。
赤松委員	推進委員の赤松です。 申請書で現況地目が畑となっていますが、現況写真を見る限り畑ではないと思います。 書類の書き方として決まっているかもしれませんが、この表現で問題はないのでしょうか。
議長	事務局。

事務局	申請地が違反転用しており現況が非農地だった場合、申請書の現況地目は宅地や雑種地と記載するのではなく、違反転用する前、農地として使用していたときの現況を記載するように指示を受けています。
赤松委員	わかりました。
議長	他にご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて順位2番について、松岡照明委員より説明願います。
松岡委員	議席番号3番 松岡です。 議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第19号 順位2番 説明】
松岡委員	10月16日に申請人、事務局2名、末廣之則推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第19号 順位2番 説明】
松岡委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく願います。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長	日程第4 議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 それでは順位1番について、赤松拓也委員より説明願います。
赤 松 委 員	議席番号2番 赤松です。 議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第20号 順位1番 説明】
赤 松 委 員	10月17日に譲渡人、譲受人、事務局2名、高田洋一委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第20号 順位1番 説明】
赤 松 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願います。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	続いて順位2番について、芝貞弘委員より説明願います。
芝 委 員	議席番号8番 芝です。 議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第20号 順位2番 説明】
芝 委 員	10月16日に譲渡人、譲受人、事務局2名、渡邊治推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第20号 順位2番 説明】
芝 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願います。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。

	ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	日程第5 議案第21号「非農地証明願について」を議題といたします。 それでは順位1番について、芝貞弘委員より説明願います。
芝 委 員	議席番号8番 芝です。 議案第21号「非農地証明願について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第21号 順位1番 説明】
芝 委 員	10月16日に事務局2名、渡邊治推進委員、赤松剛推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 申請人は現地調査に立ち会うことができませんでしたので、申請内容に間違いがないか電話で確認をとっています。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第21号 順位1番 説明】
芝 委 員	以上により、申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。 ご審議の程よろしくお願います。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第21号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第21号「非農地証明願について」、順位1番は、申請のとおり非農地と決定させていただきます。
議 長	日程第6 議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 なお、順位17番から20番までは委員の関係する案件ですので、農業委員

	<p>会等に関する法律第31条の規程により議事参与の制限がございます。 まず、順位1番から16番および21番を一括審議し、順位17番から20番は該当委員退席後に審議します。 順位1番から16番および21番を事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第22号 順位1番から16番および21番 説明】</p>
事務局	<p>以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただ今、順位1番から16番および21番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。</p>
	<p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から16番および21番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から16番および21番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。</p>
議長	<p>〇〇〇〇委員は退席願います。</p>
	<p>(〇〇〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、順位17番から20番について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>順位17番から20番について説明します。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第22号 順位17番から20番まで 説明】</p>
事務局	<p>以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただ今、順位17番から20番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。</p>
	<p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町</p>

	農用地利用集積計画(案)の決定について、順位17番から20番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位17番から20番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	日程第7 議案第23号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)の決定について」を議題といたします。 なお、順位1番、2番は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規程により議事参与の制限がございます。
議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは順位1番、2番について、事務局より説明願います。
事 務 局	順位1番、2番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第23号 順位1番、2番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番、2番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
松 岡 委 員	議長。
議 長	松岡委員。
松 岡 委 員	議席番号3番 松岡です。 中間管理機構が借受けた場合、賃借料は固定ですか。申請によって異なりますか。
事 務 局	申請によって異なります。現金でないといけないといった決まりはありますが。
松 岡 委 員	今回、中間管理機構が借受けで設定した賃借料が、そのまま貸渡人に行くようですが、同じ金額になりますか。
事 務 局	賃借料は所有者と借受人の間で決めたものを中間管理機構に報告します。 賃借料の支払いは借受人が中間管理機構に払い、それを中間管理機構が所有

	者に支払います。
松岡委員	はい、わかりました。
議長	他にご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第23号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)の決定について」、順位1番、2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第23号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)の決定について」、順位1番、2番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議長	なお、明日の日付で、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。
議長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第4回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	5番
	6番